令和６年　第２回定例会

施政所信表明

小竹町長　井上頼子

目　　次

１　はじめに

２　まちづくりについて

３　福祉施策について

４　国民健康保険、後期高齢者医療及び子ども医療について

５　健康増進施策について

６　財源（税収）の確保について

７　環境対策について

８　農林業の振興・整備について

９　商工業、観光の振興、ふるさと納税、消費者行政について

10　河川・道路整備事業について

11　町営住宅施策について

12　学校教育について

13　社会教育について

14　病院経営について

15　上水道事業について

16　下水道事業について

１　はじめに

令和６年第２回定例会の開会に当たり、令和６年度の本町の町政施策に関し、所信を述べさせていただき、今後の町政運営につきまして、議員各位そして町民の皆様に、御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

昨年は、就任一年目、様々勉強させていただきながら、進んでまいりました。

昨年５月には新型コロナウイルス感染症が５類へ移行して、集いも可能になり、全国ラジオ体操や町民まつり等、明るい話題も提供できたのではないかと思います。

引き続き、２年目も、誠心誠意、取り組んでまいります。

今年度は、第５次小竹町総合計画（後期計画）５年の３年度目として引き続き「住みたい！育てたい！訪ねたい！あなたが主役　幸せ実感　小竹町」をビジョンに掲げ、町民の皆様と理念を共有しながら一つ一つの施策を進めてまいります。その中でも特に、安心して暮らし、働くために最も重要なこととして「守られるべき人権感覚」「倫理観の共有」があります。他者の人格・人権を尊重し、その尊厳を守る温かな言葉とまなざしで「つながりと温もりの中で幸せを実感できる、笑顔あふれる町」にしていくことを何よりも大切にしてまいります。

そして、本町が充実・発展していくためには、町民の皆様との一体感が大切です。本町の未来を担う責任として二元代表制の下、議会と執行部は緊張関係を保ちつつもベクトルを同じくして進んでいきたいと願います。そのためには議会の御理解と御協力を賜ることができるよう、ルールに則り、説明責任を果たしてまいります。

さて、小竹町の総人口は、令和６年２月１日は７，００８人です。国立社会保障・人口問題研究所が令和５年１２月に発表した将来人口推計によると今から２６年後の令和３１年には、約３，７４０人となり、約半減するという結果が出ています。

そこで人口減少対策には２つの局面が求められます。一方では少子化対策を講じること、もう一方では、推計とおりであっても地域社会を維持できる持続可能なビジョンの構築と共有が必要です。未来への責任を果たすためには、この２つの局面を確認しながら政治を進めてまいります。

まず、少子化対策として若者世代の定住促進のための「住まいと仕事とぬくもりのある町」が重要です。引き続き「ＪＲ小竹駅西側の開発」「町有地の積極的な利活用」「住宅施策」について、商工業者との連携を図りながらこれらを進めてまいります。また、福岡市や北九州市へ通勤・通学圏内であることと、緑あふれるのどかな環境をアピールして若者に選んでもらえる魅力ある小竹町を発信してまいります。

また、人口減少を見据えた持続可能な町づくりのためには、健全な財政運営がますます求められます。自主財源の確保、現有する公共施設・設備等の適切な規模の維持管理、近隣自治体との互恵関係による広域行政の推進により、行政サービスの質の担保を図ります。

次に、最近の地方財政をめぐる状況及び本町の財政状況について、述べさせていただきます。

まず、我が国の経済につきましては、コロナ禍からの３年間を乗り越え、賃上げや企業の高い投資意欲など経済の先行きには前向きな動きが見られており、デフレから脱却できる千載一隅のチャンスを迎えています。その一方で、賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然力強さを欠いており、潜在成長率が０％台半ばの低い水準で推移しているという課題もあります。

さて、本町の財政状況でございますが、歳入におきましては、地方交付税の増が見込まれるものの、臨時財政対策債は抑制されるため、財政状況の改善には至らないものと予想されます。

歳出におきましては、公営企業会計への補助金、学校統合による事業費の増加に加え、依然として社会保障費や公債費が多くを占め、財源に不足が生じるなど、厳しい予算編成を強いられました。

この状況に対し、財政規律を維持するため、予算の執行実績を的確に踏まえ、消費的経費の自然増を見逃すことなく、歳出全般について徹底した節減合理化に努め、予算を編成いたしました。こうして編成いたしました令和６年度予算の概要について、ご説明申し上げます。

令和６年度の総額は、一般会計で６１億４，５６１万５千円、国民健康保険特別会計など５特別会計で、２８億１，１２７万８千円となりました。これらを前年度と比較しますと、一般会計では、１６．７％の減、特別会計では、１．９％の増となっております。

以下、個別の課題について述べさせていただきます。

２　まちづくりについて

本町の人口減少は、今後、急速に進行することが予想され、この厳しい現実を直視し、まちの印象を活気と魅力あふれるものに刷新しなければなりません。

まちづくりにおいては、住民や民間事業者から「まち」を選んでいただくという視点を忘れてはなりません。そのためには、「まちの価値」を高め、住民が誇りを持てるような幸せな暮らしを実現することが重要です。

移住・定住促進につきましては、これまで以上にＳＮＳやメディアを活用するとともに、シティプロモーションを推進し、小竹町の更なる知名度向上を図ります。

まちおこしにつきましては、昨年ホームタウン協定を締結したＮＰＯ法人九州プロレスとの協働により、施設訪問やプロレス大会を開催し、プロスポーツ選手のパフォーマンスを間近に見る機会が創出されるとともに、学校や地域、町のイベント等において様々な年代の皆様が選手と触れ合う機会の創出・交流を通じて、地域の一体感を醸成し、町の誇りという意識形成にもつながる環境づくりを進めてまいります。

土地利用につきましては、持続可能なまちづくりを進めるためには、町の将来像を見据えながら、新たな都市計画マスタープランに基づく都市整備の推進が重要です。着実にまちづくりを進めるとともに、小学校の統廃合に伴う学校跡地や解体した旧庁舎の跡地など、土地の有効活用についても取り組んでまいります。

地域公共交通につきましては、現状・課題等を踏まえ、地域公共交通の果たすべき役割を明らかにするとともに、町民の皆様の移動手段の確保等、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワ

ークの構築を図るため、地域公共交通計画を策定してまいります。

少子高齢化の進展や災害の激甚化・頻発化などにより様々な場面でお互いが助け合うという地域コミュニティの重要性が高まっています。地域コミュニティの推進のためには、人材の育成や自治会を含めたまちづくり団体の連携が不可欠です。

本町におきましても、自治会の活発な活動が地域の絆の中核となり、安全・安心でより住みよい地域となるよう取組を進め、支援を行ってまいります。

引き続き、「分かち合い、支え合い、助け合う」地域づくりに向けて力を注いでまいります。

防犯活動につきましては、警察及び地域の皆様とともに、啓発活動等に積極的に取り組み、地域の安全、安心につなげてまいります。

また、地域の安全、安心、生活環境の保全のためには、空家対策が喫緊の課題です。

本町におきましても、空家の発生を抑制し、空家バンクにより民間事業者と連携して空家の流通・活用の促進を図り、適切な管理・除却の促進を進めてまいります。

防災・減災対策につきましては、梅雨前線による大雨、台風、新年早々の令和６年能登半島地震など、災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。引き続き、関係機関との連携強化を積極的に進めるとともに、防災訓練等の実施により住民の防災意識の向上と体制の構築を図ってまいります。

３　福祉施策について

地域のつながりの希薄化、年間出生数の減少や団塊の世代が７５歳以上の後期高齢者となる超高齢化社会の到来が目前に迫るなど、人口構造や地域社会を取り巻く環境が変化する中で、人と人とがつながり助け合う関係性をより一層強めていくことが課題となっています。

「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みの構築として、町民と地域に関わる人が地域福祉に関心を持ち、主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うとともに、あらゆる町民が地域の中での役割を担い、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指してまいります。また、地域社会において孤立を生まないよう、多世代が連携し「お互いさま」の関係を構築できる施策の展開を図ってまいります。

障がい者・障がい児施策につきましては、「第３次小竹町障がい者福祉長期計画、第７期小竹町障がい福祉計画及び第３期小竹町障がい児福祉計画」に基づき、個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、全ての住民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

具体的な施策として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や雇用の促進、あらゆる関係機関と連携した災害時の支援提供体制の整備、障がい者の親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の充実及び手話言語条例に基づく意思疎通支援事業の充実を掲げ、障がいのある人も安心して住み慣れた地域で生活することができるよう、支援体制の構築を図ってまいります。

子育て支援施策につきましては、第２期「小竹町子ども・子育て支援事業計画」の最終年度を迎え、基本理念である【子ども親　地域　ともに育ちゆくまち“こたけ”】を実現すべく、子どもを元気に明るく心豊かに育てるための環境、地域づくり、子育て支援体制づくりを進め、地域全体で子育てをサポートし、子どもだけではなく、その親、地域もともに成長できる町を目指してまいります。子育て家庭の育児不安の解消や子育てのサポートを図るため、新たに設置する「子ども家庭センター」の機能について、関係機関との連携を密に図り、支援を必要とする子育て家庭を見過ごさず、誰も取り残すことがないよう、組織体制の構築を図ってまいります。

また、在宅で子育てをしている家庭向けの子育て支援センターと児童の健全な遊び場としての児童館の機能を一体化することにより、子育て支援機能の更なる充実を図り、保護者の利用希望に沿った一時保育事業とともに、多様なニーズに対応した子育てサービスの提供に努めてまいります。

さらに、少子化対策の一環として実施しております、結婚生活支援補助金の助成や結婚支援事業に関し、積極的に周知を図ってまいります。

こども園では、園児の心身の発達状況及び家庭・地域の実態を把握し、子ども一人ひとりを大切にした教育、保育及び子育て支援を行うとともに、園庭遊具の整備や園児の登降園時におけるバスの安全確保など、安心して子どもを預けることができる園として管理の徹底に努めてまいります。

高齢者施策につきましては、令和６年１月現在、高齢化率が４

２．７２％となり、昨年と比較して０．４１％上昇しています。また介護保険における要支援・要介護の認定者数は６５０人となっています。

本町においても、アフターコロナの影響により、高齢者の心身の活力が低下し、心身ともに虚弱状態となる、いわゆるフレイルに陥った高齢者が増加しており、なかなか元の生活に戻ることができず、介護保険の申請や認知症高齢者等の相談件数が増加傾向にあります。

「小竹町高齢者保健福祉計画」の基本理念である【高齢者が健康でいきいきと住み慣れた地域で安心して暮らせる共生のまちづくり】を実現させるべく、地域包括ケアシステムの深化・推進、医療・福祉・介護の連携、健康寿命延伸のための介護予防及び健康づくり事業の実施、高齢者の居場所づくりや生きがい創出に関する事業の促進、高齢者見守りネットワークの構築等に努めてまいります。

認知症総合施策としまして、認知症を正しく理解していただくための認知症サポーター養成講座の開催方法を見直すとともに、認知症の方やその家族だけでなく、地域住民の方、介護や医療の専門職等、様々な方が集い、悩みを共有し、相談できる場としての認知症カフェの運営及び認知症の早期診断・早期対応に向けた支援をする認知症初期集中支援チーム事業を、より一層推進してまいります。

高齢者の皆様が、住み慣れた地域の中で安全に安心して生き生きと暮らし続けることができるよう体制整備に努めてまいります。

４　国民健康保険、後期高齢者医療及び子ども医療について

医療分野におきましては、人生１００年時代の到来を見据え、国は高齢者だけではなく、子どもたち、子育て世代、更には現役世代まで広く安心できる「全世代型社会保障」の構築を進めています。

国民健康保険につきましては、保険料水準統一を推進するため、「保険料水準統一加速化プラン」による各都道府県の状況把握や分析を踏まえ、将来的には都道府県内の保険料水準を「完全統一」することを目指し、保険財政の更なる安定化を図ります。

本町の国民健康保険においては、１人当たりの医療費の増加により、令和元年から令和３年度の３か年平均で、県下で３番目に医療費指数が高い状況にあったことから、昨年９月、「令和６年度福岡県高医療費市町村」の指定を受けたため、高医療費の要因分析や各種保健事業を包含した「令和６年度小竹町医療費適正化計画」のもと、医療費の適正化を図ります。

医療費の増加は、県に納める国民健康保険事業費納付金の額に大きな影響を及ぼすこととなります。納付金算定にあたっては、令和５年度までは減額措置が講じられていましたが、令和６年度から減額措置が廃止されることにより運営状況は更に厳しくなることが予測され、保険税率への影響が懸念されるところです。この状況を打開するために、現在見直しを進めています第３期データヘルス計画に基づく予防・健康づくりの取組を推進し、加入者への意識づけや、インセンティブの取組、生活習慣病の重症化予防及び早期発見・早期治療による医療費の縮減を進めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、現役世代の負担増の軽減等

を目的に、保険料負担率が見直されます。本町におきましても、制度の安定運営を目指し、被保険者の皆様へ十分な周知広報を行い、きめ細やかな対応に努めてまいります。

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」については、サロンなどの地域の通いの場を中心に保健医療、健康づくり、介護予防への取組を一体的に提供できるよう、事業の充実に努めてまいります。

５　健康増進施策について

健康増進施策につきましては、誰もがいつまでも健康で生きがいのある生活を送るため、「自らの健康は自ら守る」を基本に、各関係機関と連携し、年齢に応じた健康づくりの支援と普及啓発に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年５月に５類感染症へ移行され、ワクチンの特例臨時接種は令和６年３月３１日で終了となります。令和６年度からは予防接種法上の定期接種として秋冬に対象となる町民に実施します。新型コロナウイルスの他、各種感染症発症の動向を確認しながら引き続き町民の皆様へ感染予防の周知・啓発に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、出産・子育て応援給付金としての経済的支援と、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を引き続き一体的に実施してまいります。出産奨励金の支給や３歳児健診においてスポットビジョンスクリーナーによる視

覚の検査を導入するなど、引き続き、良好な母子関係の形成と健やかな子どもの育成のための事業展開に努めてまいります。

予防接種事業につきましては、令和６年度から乳幼児予防接種であるジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオの四種混合ワクチンにヒブワクチンを加えた五種混合ワクチンの接種を実施してまいります。

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの接種は、対象となる皆様には引き続き実施するなど、円滑な定期予防接種に向けた取組を推進してまいります。

健康増進事業につきましては、疾病の早期発見・早期治療を図るため、関係団体と連携をとり、各種がん検診及び健康診査の受診率の向上を図りながら、疾病の早期発見や重症化予防に努めてまいります。

６　財源（税収）の確保について

財源（税収）の確保につきましては、町財政の根幹である税の適正な課税と税収の確保に引き続き努めてまいります。

本年度におきましても、引き続き県税務職員の派遣による徴収支援及び協力連携により収納率の向上を図るとともに、納税者等の状況に十分配慮し、適正な課税及び税収の確保に努めてまいります。

また、現在、個人が負担する町税の納付書については、地方税統一ＱＲコードの記載により、スマートフォンで全国どこからでも納税ができる環境にあります。加えて本年度からはコンビニで納税できるコンビニ収納を開始するなど、納税者の利便性向上にも努めてまいります。

７　環境対策について

環境対策につきましては、本町は「カーボンニュートラル宣言」のもと、近隣市町とともに、地域特性に応じた脱炭素に先行的に取り組む地域として国から「脱炭素先行地域」の認定を受けております。

「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、２０５０年のゼロカーボンに向けて、町内の再生可能エネルギーの導入等に向けた施策を推進してまいります。

ごみの不法投棄対策につきましては、県が設置する廃棄物不法処理防止連絡協議会と一体となり、引き続き、警察や各地区の環境衛生組合との連携協力に努めてまいります。

家庭ごみの対策につきましては、引き続き適正な処理体制の確保と、処理費用の削減に努めてまいります。併せて、資源回収事業や排出抑制、再使用、再生利用等の意識啓発に努めてまいります。

ごみ処理、し尿や浄化槽汚泥の処理及び、火葬施設の整備・運営につきましては、引き続き、関係市町と十分な協議を重ねながら進めてまいります。

「自ら住む町の環境は自らが守る」という環境意識の向上と環境行政の推進を図るため、引き続き、町内一斉環境美化運動を実施してまいります。

町有地の維持管理については、環境美化センターのあり方や業務内容を精査し、業務の外部委託なども検討し、町有地の環境整備に対する取組の効率化を図り、充実させてまいります。

８　農林業の振興・整備について

農業につきましては、全国的に農業者の減少や高齢化が進むとともに、今後の耕作放棄地の拡大が懸念されており、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっています。本町としましても、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための地域計画の策定を農業者や農業委員会、農業協同組合等の関係団体とともに進めてまいります。

農業生産基盤整備につきましては、国や県の動向を注視し、農業者や関係機関と調整を図り、豪雨や極端な少雨といった異常気象への対応や災害の未然防止に努め、安全に農作業ができる環境づくりを進めてまいります。

農業委員会につきましては、前述の地域計画の策定への取組に加え、これまで同様、農地の確保とその利用の最適化、農業の担い手の確保、農業にまつわる地域の課題解決への取組を行い、農業の活性化を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、２市２町で策定している「直鞍地域鳥獣被害防止計画」に基づき実施するとともに、知見を持つ関係機関と連携し、捕獲率の向上に努めてまいります。また、有害鳥獣の捕獲、駆除を推進するため、狩猟免許取得の支援等の施策を講じてまいります。

９　商工業、観光の振興、ふるさと納税、消費者行政について

商工業、観光の振興につきましては、新たな起業家の創出のための支援や店舗の新築・増改築を行う事業者への補助金など、総合的な経営支援を引き続き実施してまいります。

観光につきましては、遠賀川に代表される豊かな自然環境、長崎街道、炭鉱遺産などの歴史ある地域資源を活用して交流の拡大を図り、観光誘客に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、全国の多くの皆様から御支援をいただいておりますが、今後も引き続きふるさと納税サイトの運営強化に取り組み、また、町内産業の振興に寄与できるよう、返礼品の掘起こしに力を入れるとともに返礼品の魅力を広くＰＲすることにより、より多くの皆様から応援したい町として選んでいただくことで寄附の増大につなげてまいります。

消費者行政につきましては、住民が被害に遭うことがないようパンフレットの配布など啓発活動を行うことはもとより、地域住民が安全に安心して生活することができるよう関係機関と連携して消費者行政の充実に努めてまいります。

10　河川・道路整備事業について

道路の長寿命化につきましては、重要路線である一級、二級の町道２４路線を対象に、令和元年度に策定した個別施設計画に基づき、過疎対策事業で千俗・塩頭線道路舗装工事を実施するほか、防災・安全社会資本整備交付金を活用した小竹団地内の南良津・勝野幹線や御徳地区の権現堂幹線の道路舗装工事を実施し、計画的な維持管理に努めてまいります。

橋梁の長寿命化対策につきましては、橋梁の安全確保を行うため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁補修設計業務を実施し、引き続き計画的な維持管理に努めてまいります。

11　町営住宅施策について

町営住宅施策につきましては、令和３年度からの１０年間を計画期間とした「小竹町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した住宅や入居者の状況を踏まえながら、修繕・補修を行い、良好な維持管理に努めてまいります。

七福町営住宅においては、災害に強い鉄筋コンクリート造の住宅６０戸の建設が、令和５年度に完了し、安全で快適な居住環境の確保ができました。

引き続き、既存の空き住宅への入居募集を行い、住宅困窮者の解消につなげてまいります。

12　学校教育について

令和７年４月に小竹町の３小学校を再編・統合し、新たに１つの小学校として開校します。

教育分野につきましては、「小竹町教育大綱」及び「小竹町教育施策」に基づき、それらを具現化するための各種施策を講じています。

学校教育につきましては、「こたけ『つながる』学びのプロジェクト」のもと、学校・家庭・地域・専門機関が連携した小竹ブランドの教育を推進し、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会にあっても、広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現を目指します。

これまでも、子どもたちに手厚く寄り添い、学校運営を行ってきました。再編・統合後も、より一層深い学びにつながるよう教

育内容の充実に努めてまいります。

日頃から、児童・生徒が安全に学校生活を送ることができるように、保護者や地域の皆様には、集団登校や地域の見守り活動など御尽力をいただいておりますことに感謝申し上げますとともに、今後も連携を密にし、安全教育に努めてまいります。

学校施設におきましては、小学校の再編・統合に向けた施設整備等を行い、また、小竹町学校施設整備第９次５か年計画に基づき、安心・安全な環境下で学習が進められるよう、その他の既存施設につきましても修繕や改修をあわせて実施し長寿命化に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断を養う上で重要な役割を果たすものです。施設の老朽化が進んでいる学校給食共同調理場の建替えを行い、引き続き、安心・安全な学校給食を提供し、食育の推進に努めてまいります。

また、子育て支援の一環として学校給食の食材に係る費用の一部を町で負担しており、令和６年度につきましても給食費の減免措置を行い、保護者の給食費負担がなくなるよう、軽減を図ってまいります。近い将来、給食費完全無償化へつながるよう引き続き検討をしてまいります。

13　社会教育について

青少年の健全育成、生涯学習、社会教育の推進につきましては、今後とも関係機関との連携を深め、学びを通じた人づくり、地域づくりを進めてまいります。

図書室の環境整備につきましては、コミュニケーションの場、地域活性化への貢献度が高い施設であるため、公民館ロビーの活用、貸出方法、蔵書や新刊の周知の工夫など、多くの利用者が集う施設となるよう調整を行ってまいります。

生涯学習では、あらゆる世代に、学ぶことの楽しさを伝える体験活動や講座を通じて、住民の教養の向上、健康の増進などに寄与することを目的とし、また、子どもの「豊かな感性」を育むための自然体験や遊びについても今後の行事や在り方について検討してまいります。

スポーツの振興につきましては、健康を維持するうえで体を動かすことは必要不可欠です。子どもから高齢者まで楽しむことができるスポーツ振興の在り方などを検討し推進してまいります。

文化財の保護及び整備につきましては、本町にとっての貴重な文化財を保護し、郷土の資源、歴史を活用した地域教育活動の推進、併せて、小中学校で文化財を活用した授業を取り入れ、子どもたちが観て、触れることで歴史と伝統を重んずる心を育成し、郷土への誇りと愛着を深めるように努めてまいります。所蔵している文化財を町内外の方に広く知っていただくために、展示や周知方法についても工夫し、町のＰＲ活動に貢献できるよう努めてまいります。

人権教育につきましては、「小竹町のあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に基づき、人権擁護の確立された差別のないまちづくりを実現するため、日常生活において人権尊重の意識が自然に現れるような「人権感覚」を養う啓発活動を更に推進します。また、あらゆる差別の解消に向け、関係機関と連携協力し、よ

り一層努力してまいります。

14　病院経営について

本町の病院事業は、地域における公的医療機関として地域医療を確保するとともに健康維持のため公衆衛生活動等を行うことで、地域住民の福祉に資するための役割を担っています。

令和５年度は総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業においてアドバイスを受け、令和５年度末までに国から作成を義務付けられていた「公立病院経営強化プラン」を作成しています。

また、経営健全化計画について、新型コロナ流行時に減少していた医業収入も現在は回復傾向にあるものの、当該計画における目標値等の達成は困難であると見込まれます。令和６年度は計画の最終年度にあたります。町立病院の経営健全化に向けて、資金不足比率を健全化基準以下に減少させる必要が有るため、繰出金の増額を行います。赤字経営が常態化する町立病院の経営状況については、一刻の猶予もないと考えます。今後の町立病院の在り方を検討する委員会を設置し、本町にとって最適な町立病院の在り方についての検討を進めてまいります。

地域医療を担う病院としての役割を果たすとともに、経営の健全化に向けて職員一丸となって取り組んでまいります。

15　上水道事業について

上水道事業につきましては、人口減少・少子高齢化と節水意識の高まりによる水需要の減少で給水収益が減少し、老朽化した水道施設の修繕等の維持管理の費用が増加し、事業経営が年々厳しさ

を増しています。

そのような中、水道水を安定的に供給するためには、老朽施設の更新と持続的な事業経営が不可欠であり、水道事業の未来を見据えた中長期的な経営計画である経営戦略に基づき、計画的に水道施設の更新を進めていくとともに、独立採算が原則である水道事業の持続的な経営のため、料金水準の適正化に向けた検討を進めてまいります。

水道事業の広域化と共同化につきましては、災害や人材不足に備え、広域連携で経営基盤の強化を図ることが有効であることから、実現可能性の高いものから検討を進めてまいります。

併せて、水道供給の効率化と継続性を高めるために水道施設の運転管理を含め、民間活用の検討を進めてまいります。

引き続き、経営の基本原則であります企業の経済性を確保するとともに、事故を抑制し、安全・安心でおいしい水の供給に努めてまいります。

16　下水道事業について

遠賀川中流流域関連公共下水道事業につきましては、公衆衛生の確保、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に不可欠かつ重要な社会基盤施設であります。また、定住促進を進める上でも取り組むべき事業の一つです。令和６年度は、七福地区の自衛隊官舎の接続に向けた整備をするとともに、流域直方・小竹幹線の延伸に伴い、御徳地区での供用開始に向けた整備を進めてまいります。

工事が完了しました地区につきましては、順次供用を開始すると

ともに、すでに供用開始した地区と併せて、接続促進に努めてまいります。

御徳２地区での浸水対策につきましては、雨水ポンプの整備を進めており、令和６年度早期の完成を予定しています。

引き続き、公共下水道事業の将来に渡る持続可能な経営に向け、本町の財政状況にも十分に留意の上、公共下水道整備を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、供用開始から約２７年が経過し、老朽化する施設の更新が課題となっています。

施設の機能診断、改築・更新計画に基づき、令和６年度につきましても適切な整備を行い、施設の機能強化に努めてまいります。

更なる接続促進に注力し、使用料収入の確保とより一層の経営健全化に努めてまいります。

以上、当初予算に関する主な項目、その他の諸施策について述べさせていただきました。

様々な施策を進めていくには、町執行部の一体感は最重要事項のひとつです。そのためには、庁舎内のガバナンスとコンプライアンスの整備と共有を図り「町民にとって」という視点の下で仕事を進めてまいります。

本定例会には、条例制定等議案１０件、令和５年度補正予算２件、令和６年度当初予算６件、専決処分の報告１件の合計１９議案を上程しております。よろしく御審議いただき可決賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、重ねて令和６年度の町政運営に対しまして、議員

各位を始め、町民の皆様の御理解及び御協力並びに御支援を賜りますようお願い申し上げまして、私の施政所信表明とさせていただきます。